

令和5年8月28日開催

新庄市農業委員会第3回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄農業委員会総会（令和5年8月）議事録

1. 開催日時 令和5年8月28日（月）午前10時

2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール

3. 出席委員（16名）

1番	浅沼	玲子	2番	笹	行也
3番	松田	浩一	4番	早坂	浩樹
5番	指村	貞芳	6番	森	良一
7番	下山	秀一	8番	奥山	久
9番	中鉢	浩	10番	五十嵐	成生
12番	齋藤	謙二	13番	星川	吉和
15番	三原	幸一	16番	星川	秀男
17番	星川	豊	18番	佐藤	喜代志

4. 欠席した委員（3名）

11番	田宮	成彦	14番	伊藤	和彦
19番	高山	光弥			

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
- 日程第 2 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 4 号 農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第 4 報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 日程第 5 報告第 4 号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について
- 日程第 6 報告第 5 号 市長の権限に属する事務の委任について

6. 出席した事務局職員

事務局長 叶内 敏彦 総務主査 鏡 彰広
主 任 八 鍬 貴征

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和 5 年度新庄市農業委員会第 3 回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は 16 名です。欠席通告者は、11 番田宮成彦委員、14 番伊藤和彦委員、19 番高山光弥委員の 3 名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本第 3 回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第 1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に 12 番齋藤謙二委員と 17 番星川豊委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広さんと八鍬貴征

さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。
それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果についてを報告をお願いします。
それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区1番につきまして、8月19日に調査確認いたしました。所有権移転について譲受人は、今後とも農地として管理するための農業機械設備、労働力、共に問題ないことを確認しましたので、宜しくお願いたします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第4号農業振興地域整備計画の変更についてを上程します。
それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号、農業地域整備計画の変更について、新庄地区1件ございます。議案書に基づきご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について報告をお願いします。
それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○16番

新庄地区1番につきまして、8月17日に現地確認いたしました。事業計画者は、近隣の農地の方に、敷地周りには擁壁をし建物は平屋ということの説明しており、書類等も不備がないため問題ないと判断しましたのでよろしくお願いいたします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします、議案第4号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

日程第4、報告第3号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。
それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告の説明をさせていただきます。

報告第3号農地法第3条の3第1項の規定による届出について新庄地区2件、稲舟地区1件、萩野地区3件、八向地区5件、計11件ございます。議案書に基づきご報告申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第3号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第3号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第5、報告第4号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第4号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について稲舟地区1件ございます。議案書に基づきご報告申し上げます。

(議案書を基に報告内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第4号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第4号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第6、報告第5号市長の権限に属する事務の委任についてを上程します。
それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第5号市長の権限に属する事務の委任について報告させていただきます。別紙にて新旧対照表を添付しております。

(別紙にて改正内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第5号市長の権限に属する事務の委任について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第5号市長の権限に属する事務の委任については、原案のとおり可決、承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

その他の件について何かございませんか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これにて新庄市農業委員会第3回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和5年8月28日

新庄市農業委員会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員